

令和 3 年度 11 月補正予算の概要 (一般会計)

1 補正予算(第 9 号)の規模

320,239 千円を増額 補正後の額 16,961,273 千円

2 概要

新型コロナウイルスの 3 回目となるワクチン接種に向けた準備経費の計上に加え、令和 4 年度実施分の接種費用を計上(債務負担行為)するもの。

また、本市の都市計画の基本的な方針等を定めるための所要額(債務負担行為)や、不登校特例校開設に向け、保護者送迎用の駐車場整備費等準備費用を追加計上するとともに、マーチングバンド全国大会に出場する「とみやマーチングエコーズ」、「富ヶ丘小学校金管バンド」への補助金を計上するもの。

さらには、富谷宿観光交流ステーション(とみやど)に関し、指定管理者制度による運営を行うための債務負担行為の計上や、富ヶ丘地区の「農業用ため池」及びため池に隣接する「緑地」の有効活用を図るため、当該用地の確定測量及び不動産鑑定評価に要する経費等を計上するもの。

なお、補正予算全体の財源調整については、これまでの補正予算同様、前年度の決算剰余金(決算黒字)である繰越金を有効活用するもの。

3 歳入歳出(款別)内訳について

(単位: 千円)

歳入(款)	補正額	歳出(款)	補正額
15 国庫支出金	105,472	2 総務費	5,106
16 県支出金	36,037	3 民生費	215,935
20 繰越金	139,502	4 衛生費	13,213
21 諸収入	18,028	6 農林水産業費	10,911
22 市債	21,200	7 商工費	△2,153
		8 土木費	41,126
		10 教育費	36,101
計	320,239	計	320,239

4 主な事業について

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 41,293千円

【うち債務負担行為 32,581千円】

新型コロナウイルスワクチン接種に関し、3回目のワクチン接種を円滑に進めるための事務費を計上するもの。また、令和4年度の所要額については、債務負担行為を設定するもの。【財源：国費 10/10】

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業 100,640千円【債務負担行為】

上記の接種体制確保事業に加え、令和4年度の医療機関への接種費用等について債務負担行為を設定するもの。【財源：国費 10/10】

(3) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定業務 30,000千円

【債務負担行為】

都市計画法第18条の2に基づき、本市の「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を定めるとともに、利便施設等の都市機能を誘導する「立地適正化計画」の策定に着手するもの。

(4) 不登校特例校整備事業 9,224千円

不登校特例校（富谷中学校西成田教室）の設置にあたり、教材備品等に係る所要額を計上するとともに、保護者送迎用の駐車場や給食配膳車両の進入路を整備するもの。

①中学校管理費 2,426千円 ②コミュニティセンター管理費 6,798千円

(5) 芸術・文化活動団体等支援事業 2,610千円

第49回マーチングバンド全国大会に出場する「とみやマーチングエコーズ」，「富ヶ丘小学校金管バンド」の2団体に対し、補助金を交付するもの。

(6) 富谷宿観光交流ステーション運営事業 17,200千円【債務負担行為】

富谷宿観光交流ステーション（とみやど）に関し、新たに指定管理者制度による運営を行うため、令和4・5年度の所要額について債務負担行為を設定するもの。

(7) 公有財産維持管理事業 7,939千円

富ヶ丘地区の「農業用ため池」及びため池に隣接する「緑地」の有効活用を図るため、当該用地の確定測量及び不動産鑑定評価に係る所要額を計上するもの。

また、特別交付税を活用して「市公共施設等総合管理計画」の改訂作業に着手するもの。

【公共施設等総合管理計画改訂業務 財源：特別交付税 1/2（令和3年度限り）】

(国民健康保険特別会計)

1 補正予算（第3号）の規模

989千円を増額 補正後の額 3,961,669千円

2 概要

令和4年度からの未就学児への国民健康保険税均等割軽減適用開始に伴い、当該システム改修費用に係る予算措置を講ずるもの。

その他、令和3年度の事業確定及び人件費調整に係る予算措置を講ずるもの。

3 歳入歳出（款別）内訳について

(単位：千円)

歳入（款）	補正額	歳出（款）	補正額
6 繰入金	989	1 総務費	989
計	989	計	989

4 主な事業（内容）について

(1) 未就学児の国民健康保険税均等割軽減に係るシステム改修費用

2,112千円

(2) 令和3年度事業費確定に係る執行残減額

△1,437千円

(3) 人件費に係る調整

314千円

(介護保険特別会計)

1 補正予算(第3号)の規模

債務負担行為 9, 185 千円

2 概要

一般介護予防事業、他2事業について、債務負担行為を設定するもの。

3 債務負担行為の内訳について

(1) 一般介護予防事業 限度額 8,493 千円

(令和3年度 限度額 0 千円)

(令和4年度 限度額 8,493 千円)

(2) 認知症初期集中支援推進事業(認知症疾患医療センター連携型) 限度額 499 千円

(令和3年度 限度額 0 千円)

(令和4年度 限度額 499 千円)

(3) 認知症初期集中支援推進事業(認知症診療士連携型) 限度額 193 千円

(令和3年度 限度額 0 千円)

(令和4年度 限度額 193 千円)